

協 議 細 目 確 認 書

項 目	確 認 内 容	
種 類・数 構 造 等	防 火 水 槽	消 火 栓
	有効水量 m <sup>3</sup> 基	枝状管・管網 mm 基
	上記以外の構造等に関する事項は「消防水利に関する協議事項の取扱基準」による他、各市町の指示によること。	上記以外の構造等に関する事項は「消防水利に関する協議事項の取扱基準」による他、各市町の指示によること。
設置位置	別紙申請書位置図のとおり。	
標識の位置	消防水利施設に接近した見やすい位置に、水利標識を設置すると共に消火栓にあつては路面標識を各市町の指示により設置する。	
設置後の管理	各市町と協議する	
土地の帰属	各市町と協議する	
その他	1 工事に着手する10日前までに「消防水利設置工事開始届出書」を提出すること。 2 工事が完了したときは「消防水利工事完了届出書」を提出し完成検査を受けること。なお、防火水槽の場合は工事開始から完了までの間に中間検査を行います。 3 完成検査の結果が基準に適合している場合は、「消防水利完成済証」を交付します。	
確認	上記のとおり協議したことを確認致します。  開発行為者氏名 ㊟ 代理人氏名 ㊟	